

令和4年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和4年6月13日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 常任委員会議案付託
- 第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
- 追加日程 議案第6号直接審議（先議）
- 日程第 2 常任委員会議案付託
- 日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（20名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
3番	菅 谷 道 晴	4番	戸 村 ひとみ
5番	伊 場 哲 也	6番	崎 山 華 英
7番	永 井 孝 佳	8番	井 田 孝
9番	島 田 恒	10番	片 桐 文 夫
11番	遠 藤 保 明	12番	林 晴 道
13番	宮 内 保	14番	飯 嶋 正 利
15番	宮 澤 芳 雄	16番	伊 藤 房 代
17番	向 後 悦 世	18番	景 山 岩三郎
19番	木 内 欽 市	20番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	向 後 秀 敬	社会福祉課長	椎 名 隆
子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子	商工観光課長	大八木 利 武
農 水 産 課 長	池 田 勝 紀	教育総務課長	向 後 稔
体育振興課長	金 杉 高 春		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第9号までの9議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、議案第1号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決について何点が質疑させていただきます。

まず、ふるさと応援基金繰入金1,000万円の理由と、つまりなぜ1,000万円なのか、この根拠と、あと歳出の事業、歳出事業の具体的な内容を全て数字を挙げてご説明ください。

お願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課のほうからふるさと応援基金繰入金の理由ということでお答えさせていただきます。

今回の財源でありますふるさと応援基金につきましては、ふるさと応援寄附金を原資とした基金で、活力あるまちづくりに資する様々な事業の財源に活用しております。

今回の補正事業であります空き店舗活用事業補助金についても、産業の振興に係る事業として、当初予算の段階からふるさと応援基金繰入金の対象事業としておりましたので、今

回の増額分につきましても同様の対応をしたものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、商工観光課より商業活性化推進事業、今般の空き店舗活用事業補助金の具体的内容についてということで、まず当初予算につきましてお答え申し上げます。

こちら、改修費及び賃借料の補助について、それぞれ新規分として、当初予算で4件分を計上いたしました。これは、予算編成時において事前相談が2件であったことや、過去のこの補助金の実績等から勘案して計上したものでございます。

金額につきましては、改修費補助が4件、こちら補助上限額100万円の4件分で400万円、続いて、賃借料補助が同じく4件で、こちら、月上限5万円までの1年分の4件ということで240万円、これで合計で640万円。また、賃借料の昨年度以前の採択されたものの継続分、こちらが3件分ございまして142万8,000円。合計で782万8,000円でございます。

次に、今回の補正の内訳でございますが、改修費と賃借料、両方の補助が7件でございます。こちら、改修費のほうで合計で650万2,000円、賃借料のほうで185万2,000円、あと賃借料補助のみの方が2件ございまして、こちらのほうで75万円、合計で延べ9件分で910万4,000円となっております。

また、今後の追加要望等に対応していくために、補正額のほうは1,000万円というふうにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

今、積算根拠というか、お答えいただいたんですけれども、これ、私、この時期が当初予算で過去の件数で、過去が2件ということで、当初、じゃ、新規の改修のほうを4件というふうに予算を立てられたということで、それは分かりました。

ただ、まだ3か月しかたっていないんですよ。それで補正にこれだけの、当初のよりも大きい金額のものが上がってくるという、ここの見込みがどうだったのかなという。3か月の間にばばっと7件が上がってきたわけじゃないと私は思うわけです。ですからちょっと、この当初予算とあとこの補正の考え方、たくさん来たら補正にすりゃいいやぐらいな、

そういう考え方だと、当初予算の重みが全くなくなりますので、そのあたりのところ、積算がどうだったのかなというところをちょっとお伺いしたいです。事情があるんでしたらそのあたりをお聞かせください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 本補助金につきましては、過去における採択実績が2件から3件程度、例えば令和3年度であれば3件、その前は1件、その前は2件ということで、過去3年間で合計6件の新規採択の程度でございました。

当初予算編成時において、先ほども申し上げました事前相談を受けていた状況が2件でございました。ということで、余裕を見て4件というふうに、私どものほうとしては考えて予算化をお願いしたところがございますが、この予算編成が終了後あたりから、急激に相談や要望件数が増えてきたというところがございます。

本補助金なんですけれども、商業振興、地域経済の発展に資する目的もありますし、市の経済対策の一環というふうにも考えております。また、創業者支援というところの面もございまして、確かに金額は大きかったんですが、この創業者支援というところを重要視しまして、今般ちょっと補正のほうをお願いした次第でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 事業の目的自体は私も本当にすばらしい事業で、これはどんどん、言うならばもっともっと当初から予算を多めに立てておいていただいたほうがよかったんじゃないかなというぐらいの事業だとは思いますが。ただ、当初予算よりも本当に大きい金額が補正で上がってくるということが、私、ちょっと一瞬あれって、この1,000万円の金額に思ったわけです。

それでこのあたりのことの事情を聞きたかったのと、あと、今後の予定、年度内で、恐らく、私、聞きましたら申込期限のない事業ということでしたので、まだ検討されている人とかいらっしゃる可能性もあるわけです。それが、今回の金額を伺いましたら、この補正1,000万円がほぼほぼあと何十万円かを残して使い切る予定ではあるということで、年度内にまたその補正という可能性というのがあるのかなという気がしているわけです。今後の予定をちょっとお聞かせください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

今、要望を受けて予算計上している案件については、年度内に事業を完了できる見込みのあるものを計上しておるものでございます。ただ、まだはっきりと金額が決まり切っていない事業については、補助額の上限を計上してございますので、その執行の残とか、また、計画が変更になる場合も想定されますので、そういった中で柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、さらにまた想定外のような状況に陥った場合は、その際は財政課との協議をさせていただいた上で、対応のほうを考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 戸村議員と同じ内容についての質疑で、戸村議員が聞いた点は若干除きましてご質疑申し上げます。

まず、ふるさと応援基金についてお聞きいたします。

ふるさと応援基金は、平成27年12月25日に条例第34条で設立されまして、まだ数年しかたっていないのであります。これはどういうものかという、ふるさと応援のために基金が寄附された場合に、それを使って各種事業を行うということだそうであります。

ところで、令和2年の決算によりますと、ふるさと応援基金は年度末8,214万1,000円。年度中に7,337万1,000円増えましたが、5,178万9,000円を使用して、決算年度、決算が出ているのはまだ令和2年だけですから、それが1億372万3,000円です。それで、令和3年度は、ふるさと応援基金は8,399万円支出する予定にして、前年度の実績がここで6,526万円になって1,800万円少なくなっている。じゃ、今一体ふるさと応援基金は幾らあるんですか。

これを見ていくと、令和3年度の決算はまだ出ていませんからちょっと分からないんですけども、基金というのはこういうものに使うということだけではないと思うんですね。その使い方について、今回は空き店舗の対策ということでしょうけれども、基金そのものが枯渇している状態ではないかと思うんですけども、財政課並びに担当課のご回答をいただきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課より基金の残高見込みのほうをお答えいたします。

ふるさと応援基金の令和3年度末の残高見込みでございますが、1億3,481万円でございます。こちらは見込みとなっております。今回の補正1,000万円の取崩しがございまして、令和4年度今年度末の、一応予算上でございますが、予算ベースで、決算残高見込額が1億6,482万8,000円という見込みになっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 分からないんですけども、詳細にしてください。1億円を超える、どのくらい超えているか、2億円なんてどこから出てくるんですか。それは令和3年度に何か寄附があったんですか。そこのところはっきりしないでもって、ただ残高だけ言われても私ども分かりません。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、もう一度ふるさと応援基金の見込みのほうをお答えいたします。

まず、令和3年度の積立ての見込み、積立てのほうは、こちら寄附金の積立て等でございますけれども、1億562万2,000円でございます。取崩しのほう、こちら今の決算見込みでございますが7,453万5,000円。それで令和3年度の決算見込額といたしまして1億3,481万円ということの、令和3年度の見込みは以上でございます。

令和4年度のほうは、予算額のほう、予算ベースで積立金が1億5,001万8,000円。取崩しのほうは今回の補正も合わせまして1億2,000万円の取崩しを見込みまして、令和4年度の年度末現在高見込額が1億6,482万8,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは基金、寄附金の使い方ということでご質問がございました。

この基金ですけれども、この基金を利用して財源を推進する事業なんです。それについては旭市ふるさと応援寄附条例第2条のほうで定められております。事業としては6点ございまして、1点目が産業の振興に資する事業、2点目が健康福祉の充実に資する事

業、3点目が教育の充実に資する事業、4点目が生活基盤の整備に資する事業、5点目が安全安心なまちづくりに資する事業、6点目としてこのほか条例の目的を達成するために市長が必要と認める事業となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） その要綱について、議会にお示しいただきたいと思います。

市民の方々の大変善意のいろんな寄附をこういう形でもって運用するというのは、やり方としては正しいことだと思います。しかし、これだけに頼って事業を拡大することもできません。例えば店舗の問題で今生じていることは、予想よりかなり多くの要望が出てきたと。そうした場合にどうするかということについて、市長のご答弁をいただきたい。つまり、ふるさと応援基金のような寄附、大変ありがたいことだと思いますけれども、しかしそれでやってきた事業が、今度、大変評判よくなってかなり増えてきたときには、基金の在り方だけじゃなくて、その事業を独立させて市の事業としてやるのかどうか、こういうことが問われてくると思うんですね。

先ほど6点の事業がありましたけれども、そういうのでもやっぱりそういう状態が出てくると思うんですよ。それについて、今後の問題ですから市長のご答弁をいただきたいと思っています。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） ありがとうございます。

ふるさと応援基金につきましては、元が寄附でございます。寄附ですから、毎年安定的に必ず収入されるとは限りません。ですから、私といたしましては、その寄附に頼り過ぎないように安定的に財政運営をしていかなければいけない。ふるさと納税につきましては、寄附を頂くということよりも、旭市の物品、農水産物や商品を全国にPRする、そちらに重きを置いて、これからも進めていきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○7番（永井孝佳） 議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑させていただきます。

こちらの議案は公費負担の改正ということで、まず現在の確認をさせていただきたいんですけども、令和3年12月の旭市議会議員選挙において、ポスターの公費負担額を多いもの、少ないもの、あと平均、あとはその分布というか、5万円以内とか、10万円以下とか、15万円以下とか、どの程度いたのか、それぞれをお伺いいたします。

あともう一点は変更後の上限、こちら条文で書かれていて、それを計算すればいいんですけども、確認のために掲示板が156か所程度あった場合に、上限はどのぐらいになるのかも併せてお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 令和3年12月19日執行の旭市議会議員通常選挙におけるポスターの公費負担額につきましては、公費を利用しなかった方を除きまして、最少額は16万9,480円、最大額は39万336円、平均で36万68円でした。

分布といたしましては、公費利用者23人中、限度額である39万336円が14人、30万円から39万円までが8人、10万円から20万円までが1人ということになっております。

なお、改正後の上限額ですけれども、39万8,392円となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今回の議案は、国に合わせての改正ということをお伺いしたんですけども、国がどうして上げたのか、理由が分かれば分かる範囲でお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 公職選挙法施行令に規定する公営単価がございます。今回、これに準じて単価の改正をするものですが、これにつきましては、人件費、物価の変動等を考慮して、3年ごと、参議院通常選挙の年にその基準額の見直しを行うことを例としております。

最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等に要する経費に係る限度額の引上げが行われております。こちら、施行令の一部改正が、本年4月6日の施行となっております。これを受けまして、市の条例のほうの改正を行ったということです。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、議案第5号、財産の取得についてです。

こちらは給食センターのコンテナ洗浄機の取得で、取得金額2,684万円というのが入札で、相手方、株式会社関東三貴というところですか、こちらが落札されたということで議案に上がってきているんですが、何点か質疑させてください。

この購入予定の落札されたコンテナ洗浄機、こちらの機種、それから仕様、耐用年数とか、あと償却年数。

今までは、第一給食センターのほうで使用ということで表に書いてあったんですけども、第一給食センターのほうで、今まではどういった機種を使用していたのか、今回との違いですね。それと、今回は何年使用するつもりで購入予定で、前回は何年使用したかということですね。

それから、給食センターということですから、主に給食を配るコンテナ、配るコンテナというのかな。それを学校ごとに使用したのを洗浄するという事なんだと思うんですけど

ども、何人分を見ているのかですね。

それから、今までは何人分が洗浄できるものを……、何人分というんですかね、あのコンテナの数、数で人数が出ると思うんですけれども、それをお願いいたします。

それから、そういった違いを基に、なぜ今回この機種にしたのかということと、あと、給食センターは二つあるとお聞きしています。ちょっと視察に行ってみたいなと思いながら、この議案が先に上がってきたので、すみません、第二のほうというのはどういうふうになっていますか、そのコンテナの洗浄のことですね。

そこまでにします。お願いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは教育総務課から、取得財産の具体的な内容についてお答えいたします。

今回購入するコンテナの洗浄機ですが、機種は参考製品として、コンテナ洗浄機、株式会社中西製作所製作の規格がNAW-CW-C S C Tという製品になります。同等の製品でも購入は、入札は可能となっております。

コンテナ洗浄機、具体的には食器や食缶を学校へ運搬するためのコンテナを洗浄する機械でございます。長さが約 9.5 メートル、幅が 1.6 メートル、高さが 2.5 メートルの大型のものになります。洗浄するコンテナのほうの大きさは、横幅が 1.4 メートル、奥行き 85 センチ、高さ 1.5 メートルのコンテナでして、コンテナに調理した給食を入れた食缶や食器を入れて運搬するためのキャスター付きのコンテナでございます。これを、学校から戻ってきたコンテナ洗浄機を、洗浄機の入り口部から出口部へ誘導していく間に洗浄、仕上げ洗浄、水滴除去までの洗浄の全工程を自動で行うものでございます。

何人分ということなんですが、食数のほうは、今、第一学校給食センターで作っている人数は 2,956 人分でございます。ちなみに、第二給食センターは 2,069 人分でございます。

コンテナの台数ですが、第一給食センターのほうは 34 台、第二給食センターが 30 台でございます。

それと、あと耐用年数のほうですが、耐用年数は 15 年でございます。今現在使用している洗浄機が購入から 22 年経過しておりまして、耐用年数の 15 年を大幅に経過しておりますので、構造部材の劣化や修理交換部品の製造中止が発生しておりまして、今後の洗浄能力の低下を防いで安全安心な学校給食を提供するために、更新の時期と考え購入するもの

でございます。

第二給食センターにも同様のコンテナ洗浄機がございます。主な仕様内容については、ほぼ、今使っているものと、新しく購入するもの同じものでございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○教育総務課長(向後 稔) 耐用年数が15年ですので、償却年数も15年になるのかと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長(木内欽市) 戸村ひとみ議員。

○4番(戸村ひとみ) 第二のほうをもうちょっとお伺いしたかったですけれども、いかにせん金額が2,684万円というちょっと家が建つような金額なので、実際にはちょっと行って見せていただきたいぐらいのものなんですけれども、耐用年数15年のところ22年使っているということで、ただ、今後学校統廃合とかいろいろなことが計画されておりますので、ここで2,684万円で新しいものを購入して、今後20年ぐらいまた使っていくという計画なのであれば、第二のほうってどうなるのかなというのがやっぱりちょっと聞きたいわけです。その第二のほうの予定をお聞かせください。

それと、先ほど来言っておりますが、あまりにも金額が高額なものですから、リースとかそういうことというのは検討にはなかったものなんでしょうか。お願いします。

○議長(木内欽市) 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(向後 稔) 第二給食センターのコンテナ洗浄機のほうは平成24年に購入しております、今のところ10年ほど経過しているところでございます。今後、耐用年数を過ぎて、いろいろ修理をしながら使っておりますが、その場合には新しく購入することになるのかと思いますが、ただ、今、学校再編をこれから進めるということでございます。学校再編のほうも、一つの統合校をつくるのに最短で5年と見込んでおります。市内小・中学校を全部統合するには、それなりにかなりの年数がかかるかと思っておりますので、新しく購入した機械の耐用年数ぐらいはかかるのかなというふうに見込んでおります。

あと、リースのほうですけれども、リースということもあるかと思うんですが、その機械が特殊な機械ですので、リースというものはしていないようでございます。それに、仮にリースがあったとしても、耐用年数以上使い込む場合には、購入とリースを比較する場合には、通常だと購入して使い潰したほうが経済的かなというところがございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 今までは22年使い込んで、使い潰してというのが、それでよかったんでしょうけれども、先ほど課長のほうもおっしゃっていましたように、これから5年ごとに子どもたちの人数に合わせて学校の再編というものを考えられるとなると、当然のことながら給食のほうも、どちらかでやっていくのかとか、数のほうと考え合わせながら進めていかなきゃいけないんじゃないかなと思うわけです。そんなときに2,684万円という金額が出てきたもので、一応今後の予定とかをお聞きしたかったわけです。

あと、市長のほうも給食費の無償化という公約を上げられていらっしゃいますので、こういう大きい金額があれば、ちょっと無償化のほうにも少し話が進みやすいのかなというのもありまして、もしリースとかがあるのであれば、今後の学校再編成のことも考えて、その検討もよかったんじゃないかなと思うんです。

私、ちょっと銀行のほうに聞いてみたんですよ。こういうものってリースできるんですかと。リースできないものというのはないと、基本ありませんなんて言われたので、そうなのかと思って聞いてみたわけです。

給食費無償化のほうとの兼ね合いで、市長のお考え、学校再編成とこういった高額のものを給食のほうで購入されるということの、通告しておりませんでしたので、何か市長のほうであればお答えくださいませ。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） ありがとうございます。

学校の再編等で、恐らくクラス数も減っていきます。ただ、それほど児童数が急激に減っていったら、給食そのものが半減してしまうというようなことは、今のところ想定されておりませんので、現段階では、現状の給食数に合わせた施設設備を維持していきたいと、そのように考えております。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第6号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご質疑申し上げます。

市長は、市議会の全員協議会においても、また、提案理由の中でもこういうふうに言っております。「旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、元評価員の辞職に伴い、後任の評価員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。私は、向後秀敬さんが適任であると考え提案するものであります」、これだけしか言っていないんです。

向後氏は、農業委員会事務局長から今年の4月に税務課長に就任された方であります。私はどういふ方かはよく存じておりませんが、少なくとも、私が適任であると考えて提案すると言いますから、その方の経歴は市長はよく知っているわけですから、その方が過去に税務に関して、特に固定資産の評価その他について、これだけの知識を持っているというようなことをちゃんと説明して、適任者だというのが普通の言い方だと思うんですね。

ところが、提案理由でも全員協議会のときにもこれしか言わないというのはどういうことなんですか。そのところが私はどうしても腑に落ちないので質問いたしました。

以上です。

○市長（米本弥一郎） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 今回提案しました向後氏につきましては、税務課長として、現に市内の固定資産評価業務を統括する責任ある立場でございます。固定資産の評価に関する知識も有しております。また、経歴的には、以前にも税務課資産税班の職員として固定資産評価業務を担当していたこともあり、経験も豊富であるため固定資産評価員として適任であると考え、今回の提案となったものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうであったら、そういうことに近いことを、適任だと言うんじゃないくて、ちゃんとこういう経歴をお持ちですよと言うべきなんです。

市の職員、税務課長が当然固定資産評価員にならなきゃならないのは分かっているわけですからね。そういう方を税務課長として配置するのが市の方針でありますし、税務課長にしたんだから、もうそういう経歴を持っているんだというふうに、暗に分かるはずだというのでは通用しないんです。

固定資産評価員というのは、私たちが持っている固定資産の評価をして、土地や建物の評価をしている方ですから、当然いろんな講習を受けたりして、それなりの評価の仕方を学んでいるわけです。また、市の職員じゃない方の場合にはそれなりの講習なり、経験があったとしてもちゃんと受けて、そういうことでもって、一定の知識を持たなければできないということになっているわけです。ここをちゃんと理解した提案をしていただきたい。今後はそのようにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） ありがとうございます。

今後、人事案件につきましては、そのようにしていく方向で研究させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第7号、令和4年度旭市一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてご質疑申し上げます。

この専決処分は5月24日にされております。それで、この議会が始まるのが6月8日でしたから半月ぐらい早くやったんですが、全国の自治体でも、いわゆる住民税非課税世帯臨時特別給付金と子育て世帯生活支援特別給付金の交付については大変急いでやっていると思うんですね。

今現在、この世帯数や、それから、支給のための手続きが行われていると思うんですけども、この世帯数、どういうふうに把握したのかということ、二つのものですね。それからどういうふうな形でもって支給するのか、それらについて市のお考えを、計画をお聞か

せいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 社会福祉課からは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付状況等についてお答えいたします。

本事業は、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の事業で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、真に生活に困っている方々への強化支援策として、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付するものであります。

給付世帯数は、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯等で、既に令和3年度の臨時特別給付金の支給を受けた世帯を除く1,300世帯を見込んでおります。この見込数でございますが、対象件数としまして、令和4年度住民税の賦課情報や令和3年度の臨時特別給付金の支給実績などを加味して見込んでおります。

この臨時特別給付金については、国は経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り早期に支給されることが望ましいとしております。そのため、今回専決処分に対応し、支給方法ですが、7月上旬に対象世帯に対しプッシュ型で確認書を送付いたします。その後順次支給を行っていく予定であります。そのため、現在本予算での支給実績はございません。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て世帯生活支援特別給付金について回答いたします。

本給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給するものでございます。

支給対象は、ゼロ歳から18歳の年度末、障害児は二十歳まででございます。その児童を養育する低所得の子育て世帯で、支給額は児童1人当たり5万円となります。

厚生労働省の支給要領では、6月中の早期支給実施が示されていることから、専決処分ですべて進めておりますが、現時点で支給実績はございません。

今月27日には、低所得のひとり親世帯分といたしまして、令和4年4月の児童扶養手当受給者に対して、申請なしのプッシュ型で支給をする予定でございます。対象世帯は452世帯、対象児童679人で、3,395万円の振込準備を進めております。ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯としましては、令和4年4月の児童手当及び特別児童扶養手当受給者で、

住民税均等割が非課税の世帯に対して申請なしのプッシュ型で、7月中旬に振込予定でございます。その他申請が必要な家計急変世帯などに対しても、順次速やかに支給をしております。

どう把握しているのかということでございますが、人数につきましては、昨年も同様の給付金を実施しておりますので、その実績に基づいて予算を見込んでおります。ひとり親世帯分につきましては、児童数を800人と見ております。ひとり親世帯以外の世帯分で、住民税均等割非課税の世帯の児童数に対しては950人を見込んでおります。合計1,750人を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ありがとうございます。

特に、私はよく分からないんですけども、プッシュ型と両方言いましたよね。これは申請書を出さなければなくて、その方たちがもう対象者であるという場合には、その銀行口座その他を届けてもらえればすぐ送るという形だと思うんですけども、それでちょっといろんな問題が起こったところがありましたけれども、ここら辺のことについて、実際にそういうチェックをするのは、具体的にどういうふうに行っているか、簡単でいいですからお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） プッシュ型の確認書の内容でございます。

住民税非課税世帯の給付と子育て世帯の給付は若干違うと思いますが、住民税非課税世帯の場合は、その世帯が、住民税、4年度の時点で非課税となると思われる世帯に確認書ということで送ります。そこにチェックする項目がございます。まず、2年前に給付をいたしました特別定額給付金、その口座を法で国のほうで定めておりますので、それを活用することができると。その口座でよろしいかというチェックが一つ。違う場合は違う口座を添付書類と一緒に上げると。

もう一点が、非課税である見込みで送っておりますが、例えば、別居しているお子さんとか、課税されている世帯の扶養になっている方の場合は支給の対象となりません。ですので、その辺をチェック項目に入れてありまして、そこをチェックして返送していただくと。それは、今、現在コロナですので、返信用封筒を入れて、できるだけ市役所に足を運ばな

いように、返信用封筒で回答いただくと、そういう流れで対応しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、プッシュ型の方法なんですけれども、もう既に児童扶養手当受給者のほうには通知を出しております。あなたは対象になりますというような内容でございまして、児童扶養手当のほうは、既にこちらで口座の番号等も把握しております。通知の中に、この給付金を辞退されますかというような内容も入れてございまして、辞退する場合は至急連絡をいただきます。連絡いただきまして、辞退届の書類を提出していただくようになります。今まで、昨年、同様の給付金をやっているんですが、辞退される方はございませんでした。

ひとり親世帯、それが児童扶養手当のプッシュ型のほうなんですけど、ひとり親世帯以外のほうですが、そちらは児童手当及び特別児童扶養手当の受給者でございまして、こちらも口座情報のほうは把握しております。こちらは住民税均等割非課税の方ですので、その情報を税のほうの情報と突合しまして対象者を出しております。また同じように、あなたは対象になりますというような通知を出ささせていただきます。辞退されるかどうかを確認しているものです。その後、決定通知を出しまして支給になります。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） これは簡単なことなんですけれども、市県民税の専決処分で、この解説の新旧対照表のところの11ページに、配偶者特別控除額がある程度変わったという項目があるんですけれども、実際にこの中身についてはどういうことなんでしょうか。

今、6月というのは市県民税の通知が来る月でありまして、ここら辺のところの変化がかなりあるのかなということが気になったものですから、対照表を見ながら、これについて税務課のどういう実情かということをお聞かせいただければありがたいと思うんです。11ページのところです。分かりますかね。「配偶者特別控除額（所得割）の納税義務者が前

年の」というところです。よろしくお願ひいたします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、先ほど議員のほうからお話がありました新旧対照表の11ページをご覧いただきたいと思います。

第36条の2は市民税の申告について定めるもので、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定を整理するものです。

改正前の規定、新旧対照表の左側となりますが、所得税法第2条第1項第33号の4の規定を引用する形で、源泉控除対象配偶者を定義しております。同法では、合計所得金額が900万円以下である居住者の配偶者で、その居住者と生計を一にする者のうち、合計所得金額が95万円以下である者をいうと規定がされております。したがって、適用条件を細かく規定し直したものでありまして、内容、趣旨が変更となるものではございませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（木内欽市） 以上で松木源太郎議員の質疑を終わります。

自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第6号直接審議（先議）

○議長（木内欽市） おはかりいたします。議案第6号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第6号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

議案第6号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第6号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(木内欽市) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第5号までと、議案第7号から議案第9号までの8議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表1、議案の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、6月22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長(木内欽市) 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号、請願第2号、請願第3号の3件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第1号、請願第2号、請願第3号の3件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、請願の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、6月22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は15日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時57分